

# フルハーネス型安全帯 使用作業特別教育

## 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります

墜落および転落による災害防止をより促進するために、2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯を使用しなければならなくなりました。あわせて特別教育の受講も義務付けられました。下記の日程で「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を開催いたします。



受講料

~~通常15,000円~~

10,000円

開催日時

2025年10月21日（火）

AM9:00～

（テキスト代含む）

※消費税は別途となります。

研修生受講できます。

受講場所：関原工業 大塚支社（広島市安佐南区大塚東3丁目6-1）



お問い合わせ 株式会社 関原工業

〒730-0853 広島市中区堺町1-5-10-102

TEL：082（208）3580